

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 10 号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(瀬戸市福祉事務所条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市福祉事務所条例(昭和 47 年瀬戸市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第 3 条 瀬戸市福祉事務所は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成 17 年法律第 123 号)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどる。	(所掌事務) 第 3 条 瀬戸市福祉事務所は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)、 <u>障害者自立支援法</u> (平成 17 年法律第 123 号)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)及び母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどる。

(瀬戸市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第2条 瀬戸市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第16条の規定に基づき、瀬戸市障害認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数等について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第16条の規定に基づき、瀬戸市障害認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数等について定めるものとする。</p>

（瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正）

第3条 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「精神障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第5条に規定する精神障害者で、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）第58条の規定による自立支援医療費の支給を受けている者（以下「通院者」という。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「精神障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第5条に規定する精神障害者で、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「<u>自立支援法</u>」という。）第58条の規定による自立支援医療費の支給を受けている者（以下「通院者」という。）</p>

<p>(2) <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を精神障害者医療費として助成する。</p> <p>(1) 通院者 <u>障害者総合支援法</u>第58条の規定による自立支援医療費に関する自己負担金に相当する額</p> <p>(2) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>(2) <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を精神障害者医療費として助成する。</p> <p>(1) 通院者 <u>自立支援法</u>第58条の規定による自立支援医療費に関する自己負担金に相当する額</p> <p>(2) <省略></p> <p>2 <省略></p>
---	--

(瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に</u></p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第12</p>

<p>支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) <省略></p>	<p>3号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) <省略></p>
---	---

第5条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」</p>

という。)を受けている場合に限る。) (3) <省略>	という。)を受けている場合に限る。) (3) <省略>
--------------------------------	--------------------------------

(瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年瀬戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) <省略> (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) <省略> 2 <省略>	(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) <省略> (2) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) <省略> 2 <省略>

第7条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) <省略></p> <p>2 <省略></p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。